平成２６年（フ）第３２０９号
大阪市淀川区西中島２丁目７番10号　サクセス淀川403号
債務者　山﨑　　太
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２号
埼玉県幸手市大字下吉羽99番地１　ペルシーモ107、旧住所埼玉県幸手市南３丁目25番17号
債務者　鈴木　二郎
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３２号
さいたま市北区土呂町１丁目37番地７　ウインベルソロ土呂第３―101号室
債務者　後藤　一彦
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７５号
埼玉県蕨市錦町５丁目14番25号　丸善荘５号
債務者　黒沢　敏明
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８０号
埼玉県新座市本多１丁目16番２―402号、旧住所埼玉県新座市西堀２丁目９番25号　第二ツチヤハイツ201号室
債務者　石本　麻美
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８５号
さいたま市中央区円阿弥５丁目５番４号　ケンジントンパレス201
債務者　佐藤　利江
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９３号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目９番地12　ベルノーブル401
債務者　小泉三恵子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７００号
埼玉県川口市大字赤山1354番地の１　アーバンフォレスト105号
債務者　國分　大海
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２６号
さいたま市見沼区堀崎町461番地14　ビーファミーユＢ棟202号室
債務者　藤川　剛史
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
埼玉県越谷市千間台西５丁目20番地４　ドミールＫＵＭＩ　Ｉ―101号
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目７番２号
債務者　田中　義盛
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
山口県宇部市開３丁目１番８号メゾンアイビー２．210号
債務者　村上ユウ子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９５２号
札幌市東区北33条東６丁目１番１号　コーポ33―202号
債務者　工藤　修平
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２４号
札幌市豊平区旭町７丁目１番14号　グレース旭町102号
債務者　鈴木　清春
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０１号
札幌市白石区本通１丁目南５番23号　ＡＭＳ本通Ｂ―107号
債務者　木村　伸一
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０３号
札幌市手稲区前田９条19丁目４番３号
債務者　金子　　舞
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部